

その他依頼事項

化学物質過敏症の利用者に対する配慮について

令和6年3月に行われた厚生労働省主催の障害保健福祉関係主管課長会議の資料において、以下のとおり示されています。

訪問系サービスに限らず、各事業者のサービス提供にあたっては、適切に対応するようお願いします。

<障害保健福祉関係主管課長会議資料抜粋>

化学物質過敏症のある利用者が訪問系サービスを利用するにあたり、化学物質過敏症の利用者に対応したことがないなどの理由により、訪問系サービス事業者からヘルパー派遣を拒否されたという事例があると指摘されている。

障害福祉サービスの指定基準においては、訪問系サービス等の指定事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならないと定められているが、これは、化学物質過敏症のある利用者への対応にも該当するものである。

化学物質過敏症のある利用者へのサービス提供にあたっては、例えば、香り付き製品の使用について、香りの感じ方に個人差があることに配慮することや、配慮をしてほしい事項を利用者から具体的に聞き取る等により、化学物質過敏症のある利用者に対応したサービス提供に努めるよう、訪問系サービス等の事業者にも周知されたい。

<啓発ポスター>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/consumer_safety_cms205_230711_01.pdf



知ってください!!

その香り

困っている人もいます

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。
自分にとって快適な香りでも、困っている人もいることをご理解ください。

香りの感じ方には個人差があります。

香り付き製品の使用に当たっては、周囲の方にもご配慮下さい。
なお、使用される場合は、使用量の目安なども参考に。

消費者庁 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 環境省

医療的ケア児の受入促進について

医療技術の進歩に伴い、人工呼吸器による呼吸管理や客痰吸引、経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童、いわゆる「医療的ケア児」が増加しており、医療的ケア児及びその家族に対する支援が必要とされています。

県では、これまで様々な事業に取り組み、医療的ケア児の在宅支援体制の構築に努めてきましたが、県内の障がい福祉サービス事業所等における医療的ケア児の受入はまだ十分ではありません。

〔 R6時点 : 医療的ケア児数 154名
R6.10時点 : 医療的ケア児受入可能事業所数 (訪問看護) 36事業所、(児童発達支援) 33事業所、
(放課後等デイ) 41事業所、(移動支援) 5事業所 等 〕

令和7年度においても、医療的ケア児の受入可能事業所を増やすため、

- ・看護師の医療的ケア児支援技術習得研修
- ・医療的ケア児等コーディネーター新規者養成研修・フォローアップ研修
- ・訪問看護事業所及び医療型短期入所事業所への新規参入個別支援

等を引き続き実施しますので、**医療的ケア児の受入についてご検討ください。**

また、新たに、医療的ケア児を受け入れる事業所に対し、**送迎車や医療機器等の備品購入費に対する補助事業**を実施する予定ですので、ぜひご活用ください。

詳細については、令和7年4月以降、県HPに掲載する予定です。 【担当：社会参加推進グループ 017-734-9309】